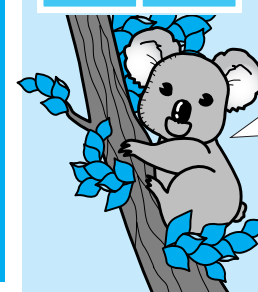


お知らせ



市内局番を確かめておかけください

南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
総務部
総務課 ☎43-5001
秘書広報室 ☎43-5002
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
議会事務局 ☎43-5005

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016

教育委員会（教育部）
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
税務課 ☎43-5022
市民課 ☎43-5023
生活環境課 ☎43-5024

農林振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210

農業委員会事務局 ☎43-5029
【南淡庁舎】
企画部
企画調整課 ☎50-3032
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
まちづくり・防災課 ☎50-3035
国体推進室 ☎50-3036

上下水道部
企業経営課 ☎50-3037
水道課 ☎50-3038
下水道課 ☎50-3039
会計課 ☎50-3040

農業委員会・役員決定

一月二十八日、南あわじ市農業委員会総会にて以下のとおり役員が決められました。
南あわじ市農業委員三十二人および役員任期は平成十七年七月三十一日まで。
(敬称略)

- 会長 山野 彰一(倭文)
- 職務代理者 齊藤 博万(八木)
- 選任委員(議会推薦) 畠田 幹生(広田)
- 宇治田 勝(松帆)
- 富本 猛(榎列)
- 西條 眞守(福良)
- 倉本 満之(あわじ島)
- 選任委員(農協推薦) 倉本 満之(あわじ島)
- 地区協議会(合併により区域が広域になったため、旧町単位で地区協議会を設置) 緑地区 会長 中田 誠二(広田)
- 副会長 棚田 隆夫(倭文)
- 西淡地区 会長 中田 誠二(広田)
- 副会長 棚田 隆夫(倭文)

農業委員会定例会

- 開催日 毎月二十日。ただし、二十日が閉庁日及び特別な事情がある場合は、この限りでない
- 書類受付締め切り日 毎月五日。ただし、五日が閉庁日の場合は、前日等の開庁日
- 申請書などの添付書類 申請書などに添付する書類は、旧町時と変更になっているものもありますので詳しくは農業委員会までお問い合わせください
- お問い合わせ 南あわじ市農業委員会事務局 ☎43・5029、FAX 43・5126

意見箱の設置について

市役所各庁舎の玄関前に意見箱を設置しました。
南あわじ市への提案、ご意見などお寄せください。
▽お問い合わせ 総務課TEL43-5001



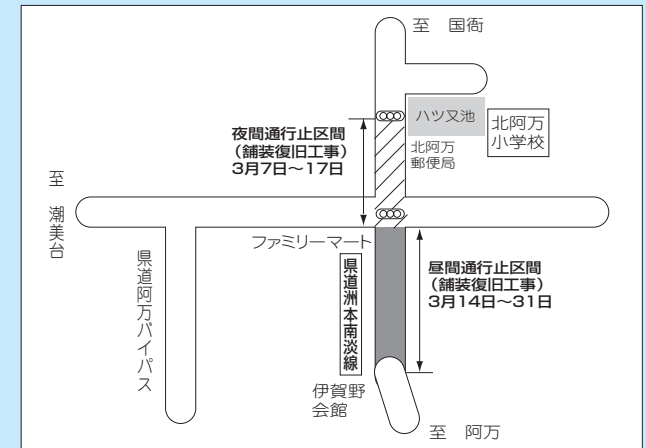
意見箱

【通行止めのお知らせ】

迂回のご協力をお願いいたします

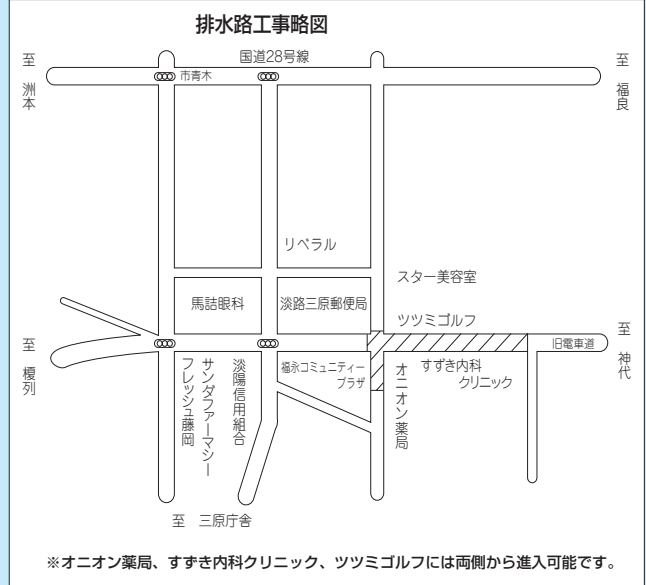
北阿万地区下水道工事

- 下水道工事に伴い、県道洲本南淡線の伊賀野会館から北阿万郵便局前にかけて、通行止めとなります。
- 期間 3月7日～3月31日(日曜日は除く)
- 時間 【昼間】3月14日～3月31日 午前9時～午後5時 (伊賀野会館～ファミリーマート)
- 【夜間】3月7日～3月17日 午後9時～午前6時 (ファミリーマート～北阿万郵便局)
- 迂回路 県道阿万バイパス及び付近道路 誘導・案内は交通整理員・看板等で行います
- バス停留所 通行止め時間帯のバス停留所は県道阿万バイパスへ仮設します。
- 問い合わせ 下水道課 ☎50-3039



市地区排水路工事

- 市商店街の排水路工事に伴い、図の斜線部において昼夜間通行止めとなります。
- 期間 3月中旬～6月中旬
- 時間帯 昼夜24時間
- 迂回路 国道28号線および付近道路 誘導・案内は交通整理員・看板等で行います
- ※オニオン薬局、すずき内科クリニック、ツツミゴルフには、旧電车道両側より進入できます
- 問い合わせ：農地整備課 ☎43-5026



ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

平成十七年四月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、一金融機関につき預金者一人当たり、元本一千万円までとその利息が保護されます。具体的なこの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお

春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)

火は消した? いちも心にきいてみて

住宅火災からいのちを守る3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

▽淡路広域消防 ☎24・0119

【ポスター】
はらがら せいや
原頭聖佳さん(賀集)の作品
島内の小中学校全3,328点の中から原頭さんの作品が最優秀作品に選ばれました。
この運動期間中の啓発ポスターとして、各所に掲示されています。

マルチ商法に「注意」!

一月末に「マルチ商法」の相談が県立淡路生活科学センターに連続して寄せられています。

◆事例
「いい話がある」と友人に誘われ会場に行くと、浄水器や健康食品を販売する組織の説明会場だった。会場では、浄水器と健康食品を約五十万円で購入することで会員になり、別の友人を紹介していくだけで手数料がどんどん入ってくるというような話があった。高額な商品であり友人を紹介することはできないと思っただけで、会場の雰囲気は断れるような様子ではなかったため、会員申込書やクレジット申込書にサインしてしまった。
(南あわじ市20歳代女性)

▽問い合わせ
県立淡路生活科学センター
(津名郡一宮町多賀600)
☎0799・85・0999

◆マルチ商法とは?
マルチ商法とは、販売組織の加盟者が消費者を組織に加

入させ、さらにその消費者に別の消費者を組織に加入させることを次々に行うことにより、組織をピラミッド式に拡大していく商法をいいます。販売員となった消費者は、商売の経験が乏しい主婦や青年層が多く、売れない商品を抱える、 unnecessary 商品を大量に購入させられるなどの問題が生じやすいことから、「特定商取引に関する法律」により「連鎖販売取引」として規制されており、広告規制、契約書面の交付義務、クーリングオフ制度等が設けられています。